

第 1 章 総則

原案	(目的) 第 1 条 この条例は、協働のまちづくりを推進するための基本理念を明らかにするとともに、市民参加及び協働の推進に関する基本的な事項を定めることにより、活気のある豊かな地域社会の実現を図ることを目的とする。
案 1	(目的) 第 1 条 この条例は、協働のまちづくりを推進するための基本理念を明らかにするとともに、市民参加及び協働の推進に関する基本的な事項を定めることにより、 <u>魅力と活気に満ちた</u> 地域社会の実現を図ることを目的とする。
案 2	(目的) 第 1 条 この条例は、協働のまちづくりを推進するための基本理念を明らかにするとともに、市民参加及び協働の推進に関する基本的な事項を定めることにより、 <u>心豊かで活気と魅力のある</u> 地域社会の実現を図ることを目的とする。